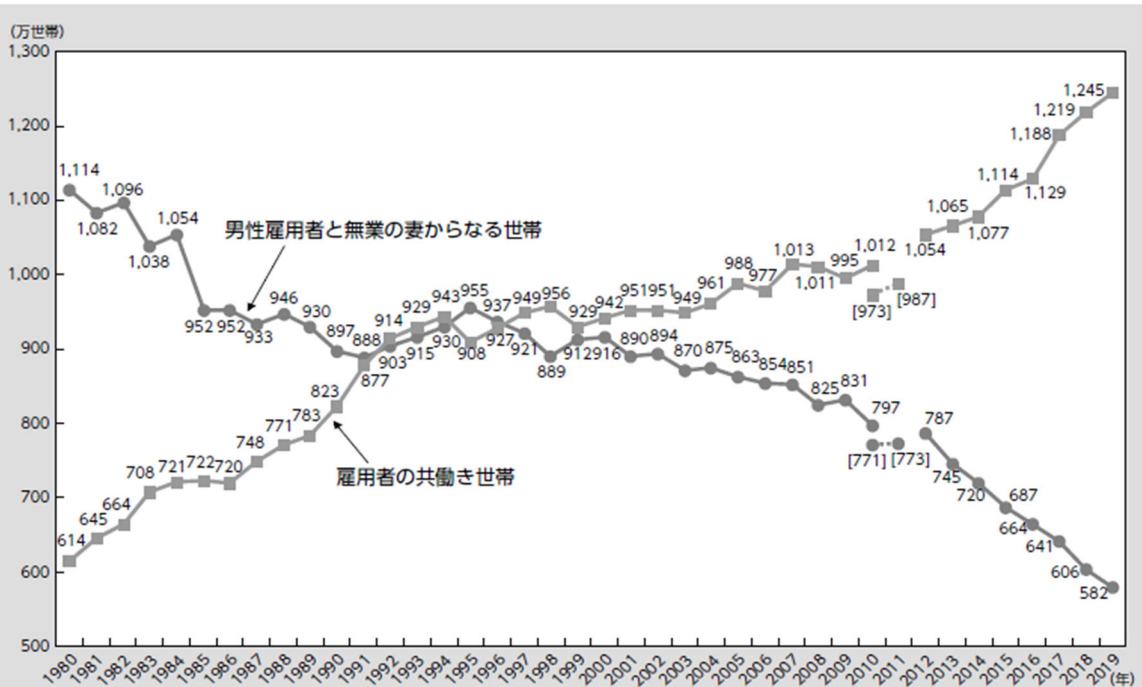


[資料編]

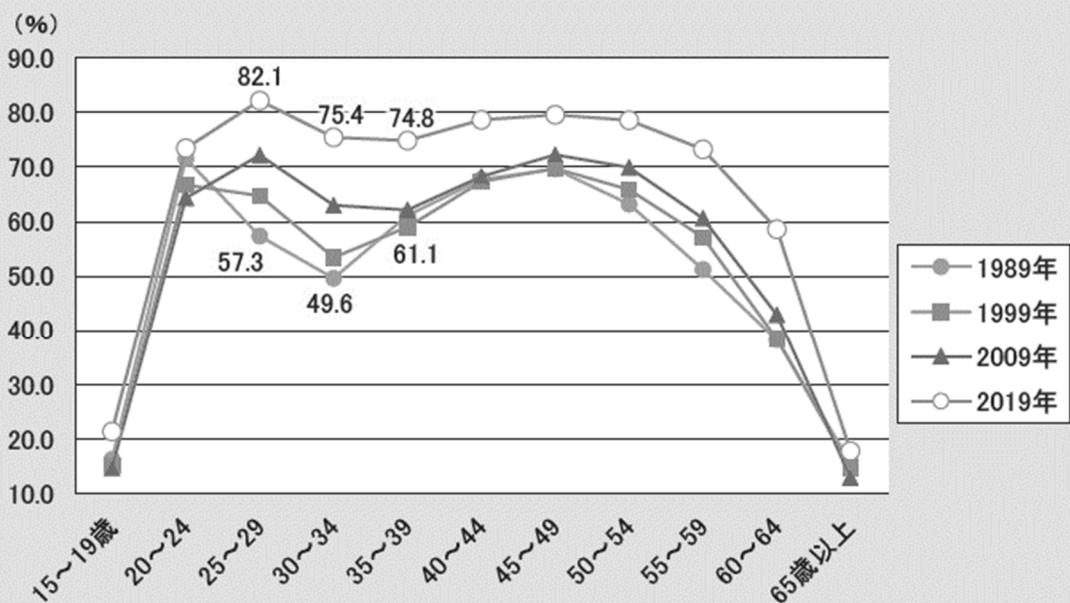
資料1-① 女性の社会進出

(共働き等世帯数の年次推移)



資料：1980～2001年は総務省統計局「労働力調査特別調査」、2002年以降は総務省統計局「労働力調査（詳細集計）（年平均）」
 (注) 1. 「男性雇用者と無業の妻からなる世帯」とは、2017年までは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び完全失業者）の世帯。2018年以降は、就業状態の分類区分の変更に伴い、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び失業者）の世帯。
 2. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者の世帯。
 3. 2010年及び2011年の[]内の実数は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。
 4. 「労働力調査特別調査」と「労働力調査（詳細集計）」とは、調査方法、調査月などが相違することから、時系列比較には注意を要する。

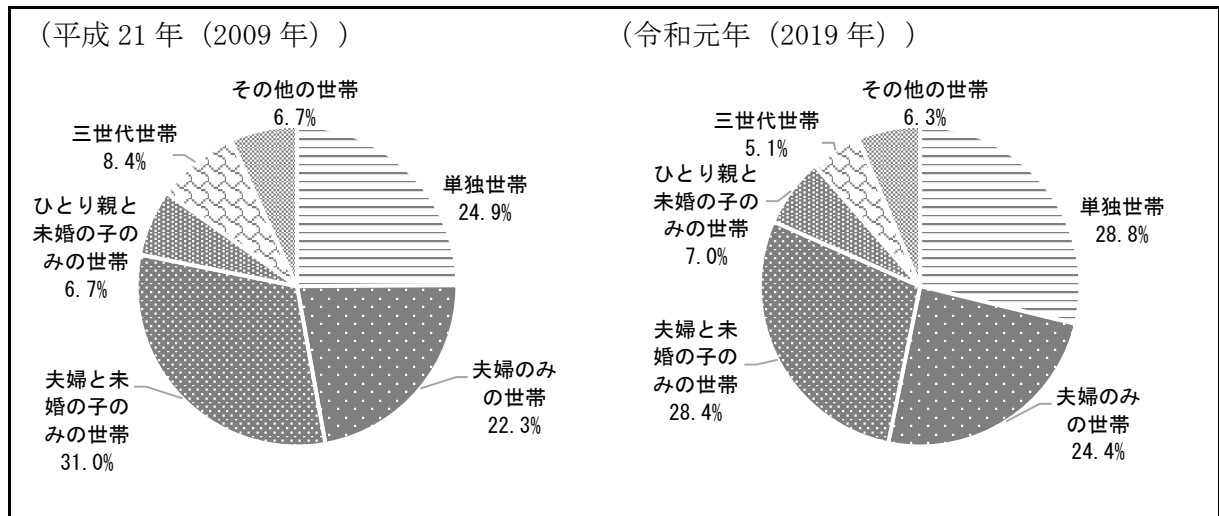
(女性の年齢階級別就業率の変化)



資料：総務省統計局「労働力調査」
 (注) グラフ中の数値は下線付きが2019年、斜字が1989年である。

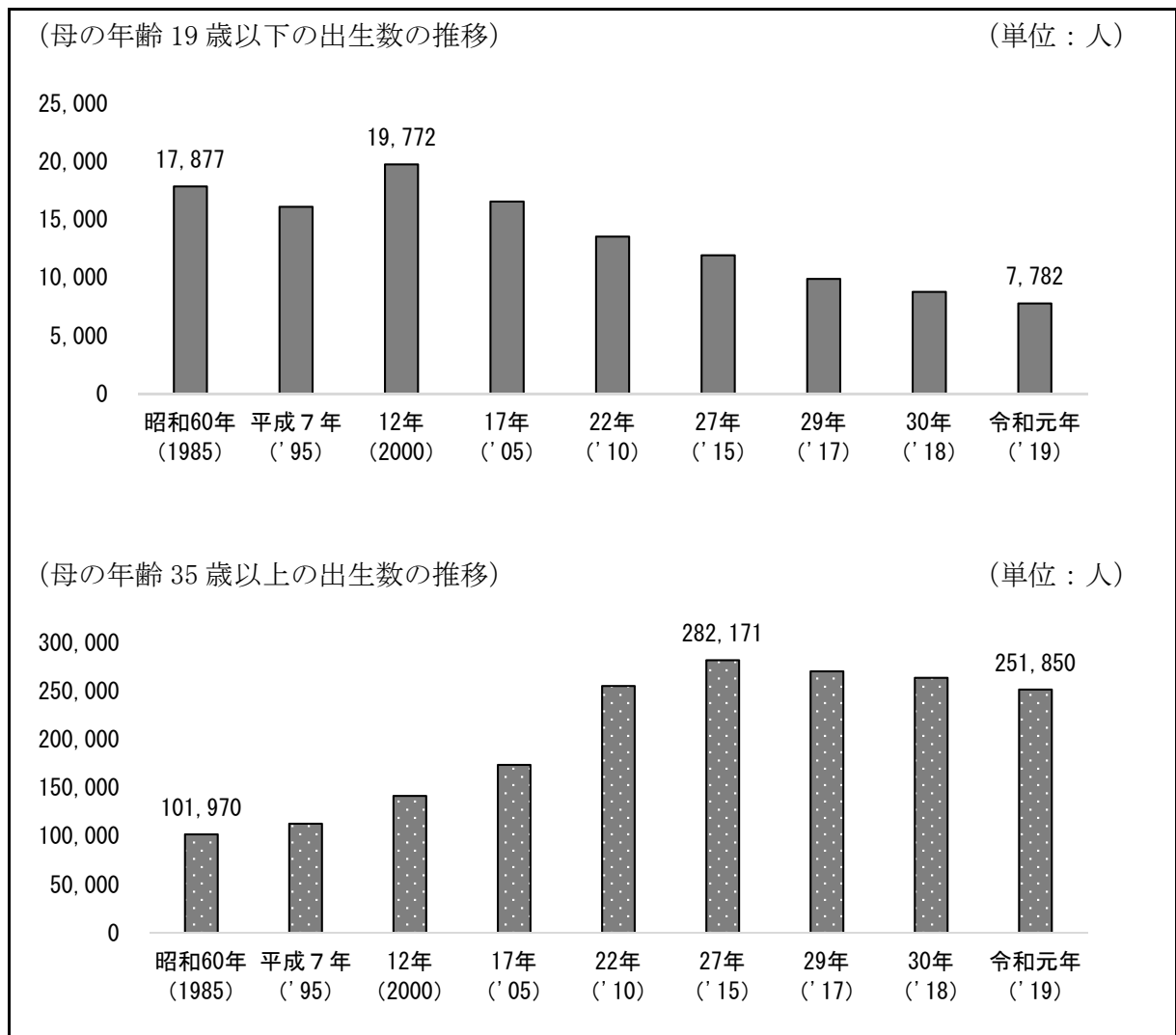
(注) 「令和2年版厚生労働白書」による。

資料 1-② 世帯構成の割合の変化



(注) 「2019 年国民生活基礎調査」(厚生労働省)に基づき、当省が作成した。

資料 1-③ 出産年齢の高齢化



(注) 「令和元年 (2019) 人口動態統計」(厚生労働省)に基づき、当省が作成した。

資料 1-④ 母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）（抄）

（都道府県の援助等）

第八条 都道府県は、この法律の規定により市町村が行う母子保健に関する事業の実施に関し、市町村相互間の連絡調整を行い、及び市町村の求めに応じ、その設置する保健所による技術的事項についての指導、助言その他当該市町村に対する必要な技術的援助を行うものとする。

（実施の委託）

第八条の二 市町村は、この法律に基づく母子保健に関する事業の一部について、病院若しくは診療所又は医師、助産師その他相当と認められる者に対し、その実施を委託することができる。

（新生児の訪問指導）

第十一条 市町村長は、前条の場合において、当該乳児が新生児であつて、育児上必要があると認めるときは、医師、保健師、助産師又はその他の職員をして当該新生児の保護者を訪問させ、必要な指導を行わせるものとする。ただし、当該新生児につき、第十九条の規定による指導が行われるときは、この限りでない。

2 前項の規定による新生児に対する訪問指導は、当該新生児が新生児でなくなつた後においても、継続することができる。

（健康診査）

第十二条 市町村は、次に掲げる者に対し、厚生労働省令の定めるところにより、健康診査を行わなければならない。

- 一 満一歳六か月を超え満二歳に達しない幼児
- 二 満三歳を超え満四歳に達しない幼児

2 （略）

第十三条 前条の健康診査のほか、市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による妊婦に対する健康診査についての望ましい基準を定めるものとする。

（母子健康手帳）

第十六条 市町村は、妊娠の届出をした者に対して、母子健康手帳を交付しなければならない。

2 妊産婦は、医師、歯科医師、助産師又は保健師について、健康診査又は保健指導を受けたときは、その都度、母子健康手帳に必要な事項の記載を受けなければならない。乳児又は幼児の健康診査又は保健指導を受けた当該乳児又は幼児の保護者についても、同様とする。

3・4 (略)

(妊産婦の訪問指導等)

第十七条 第十三条第一項の規定による健康診査を行つた市町村の長は、その結果に基づき、当該妊産婦の健康状態に応じ、保健指導を要する者については、医師、助産師、保健師又はその他の職員をして、その妊産婦を訪問させて必要な指導を行わせ、妊娠又は出産に支障を及ぼすおそれがある疾病にかかっている疑いのある者については、医師又は歯科医師の診療を受けることを勧奨するものとする。

2 市町村は、妊産婦が前項の勧奨に基づいて妊娠又は出産に支障を及ぼすおそれがある疾病につき医師又は歯科医師の診療を受けるために必要な援助を与えるように努めなければならない。

(産後ケア事業)

第十七条の二 市町村は、出産後一年を経過しない女子及び乳児の心身の状態に応じた保健指導、療養に伴う世話又は育児に関する指導、相談その他の援助（以下この項において「産後ケア」という。）を必要とする出産後一年を経過しない女子及び乳児につき、次の各号のいずれかに掲げる事業（以下この条において「産後ケア事業」という。）を行うよう努めなければならない。

一 病院、診療所、助産所その他厚生労働省令で定める施設であつて、産後ケアを行うもの（次号において「産後ケアセンター」という。）に産後ケアを必要とする出産後一年を経過しない女子及び乳児を短期間入所させ、産後ケアを行う事業

二 産後ケアセンターその他の厚生労働省令で定める施設に産後ケアを必要とする出産後一年を経過しない女子及び乳児を通わせ、産後ケアを行う事業

三 産後ケアを必要とする出産後一年を経過しない女子及び乳児の居宅を訪問し、産後ケアを行う事業

2 市町村は、産後ケア事業を行うに当たっては、産後ケア事業の人員、設備及び運営に関する基準として厚生労働省令で定める基準に従つて行わなければならない。

3 市町村は、産後ケア事業の実施に当たっては、妊娠中から出産後に至る支援を切れ目なく行う観点から、第二十二條第一項に規定する母子健康包括支援センターその他の関係機関との必要な連絡調整並びにこの法律に基づく母子保健に関する他の事業並びに児童福祉法その他の法令に基づく母性及び乳児の保健及び福祉に関する事業との連携を図

ることにより、妊産婦及び乳児に対する支援の一体的な実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

資料 1-⑤ 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）（抄）

第五十九条 市町村は、内閣府令で定めるところにより、第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、地域子ども・子育て支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

一～五 （略）

六 児童福祉法第六条の三第三項に規定する子育て短期支援事業

七 児童福祉法第六条の三第四項に規定する乳児家庭全戸訪問事業

八 児童福祉法第六条の三第五項に規定する養育支援訪問事業その他同法第二十五条の二第一項に規定する要保護児童対策地域協議会その他の者による同法第二十五条の七第一項に規定する要保護児童等に対する支援に資する事業

九 児童福祉法第六条の三第六項に規定する地域子育て支援拠点事業

十 児童福祉法第六条の三第七項に規定する一時預かり事業

十一 （略）

十二 児童福祉法第六条の三第十四項に規定する子育て援助活動支援事業

十三 母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十三条第一項の規定に基づき妊婦に対して健康診査を実施する事業

資料 1-⑥ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）（抄）

第六条の三 （略）

2 （略）

3 この法律で、子育て短期支援事業とは、保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となつた児童について、厚生労働省令で定めるところにより、児童養護施設その他の厚生労働省令で定める施設に入所させ、又は里親（次条第三号に掲げる者を除く。）その他の厚生労働省令で定める者に委託し、当該児童につき必要な保護を行う事業をいう。

4 この法律で、乳児家庭全戸訪問事業とは、一の市町村の区域内における原則として全ての乳児のいる家庭を訪問することにより、厚生労働省令で定めるところにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業をいう。

5 この法律で、養育支援訪問事業とは、厚生労働省令で定めるところにより、乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（第八項に規定する要保護児童に該当するものを除く。以下「要支援児

童」という。)若しくは保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦(以下「特定妊婦」という。)(以下「要支援児童等」という。)に対し、その養育が適切に行われるよう、当該要支援児童等の居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業をいう。

6 この法律で、地域子育て支援拠点事業とは、厚生労働省令で定めるところにより、乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業をいう。

7 この法律で、一時預かり事業とは、家庭において保育(養護及び教育(第三十九条の二第一項に規定する満三歳以上の幼児に対する教育を除く。))を行うことをいう。以下同じ。)を受けることが一時的に困難となつた乳児又は幼児について、厚生労働省令で定めるところにより、主として昼間において、保育所、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。))第二条第六項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。第二十四条第二項を除き、以下同じ。)その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業をいう。

8～13 (略)

14 この法律で、子育て援助活動支援事業とは、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる援助のいずれか又は全てを受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者(個人に限る。以下この項において「援助希望者」という。))との連絡及び調整並びに援助希望者への講習の実施その他の必要な支援を行う事業をいう。

一 児童を一時的に預かり、必要な保護(宿泊を伴つて行うものを含む。)を行うこと。

二 児童が円滑に外出することができるよう、その移動を支援すること。

資料 1-⑦ 地域保健法(昭和 22 年法律第 101 号)(抄)

第五条 保健所は、都道府県、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市その他の政令で定める市又は特別区が、これを設置する。

2 (略)

資料 2-① 産婦健診受診票の例（問診、ツールを用いた客観的なアセスメントの例を含む。）

<p style="text-align: center;">(表面)</p> <p>(様式第1号) 令和 母子健康手帳番号 NO. <input type="text"/></p> <p style="text-align: center;">■市 産婦健康診査受診票 (受診券)</p> <p>(注) この受診票は、■市が委託している市内医療機関で使用できます。■市外に転出された場合は使用できません。 受診票の有効期間は、出産の日から20日以内です。産後1か月健診では使用できません。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">ふりがな</td> <td style="width: 20%;">生年月日</td> <td style="width: 20%;">昭和 平成</td> <td style="width: 20%;">年 月 日 (歳)</td> <td style="width: 20%;">1. 初産 2. 経産</td> </tr> <tr> <td>産婦氏名</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td colspan="4">■市 (住所)</td> </tr> <tr> <td>産婦主氏名</td> <td>産婦電話番号</td> <td colspan="3">同意する ・ 同意しない</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">委託医療機関長 様 ■市長</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">健康診査年月日</td> <td style="width: 10%;">令和 年 月 日</td> <td style="width: 10%;">産後</td> <td style="width: 10%;">月 分 秒 日</td> <td style="width: 10%;">令和 年 月 日</td> <td style="width: 10%;">点</td> </tr> <tr> <td>状態</td> <td>体重</td> <td>血圧</td> <td>尿糖</td> <td>胎動</td> <td>胎心</td> </tr> <tr> <td>状態</td> <td>胎動</td> <td>胎心</td> <td>胎位</td> <td>胎高</td> <td>胎頭</td> </tr> <tr> <td>状態</td> <td>胎位</td> <td>胎高</td> <td>胎頭</td> <td>胎心</td> <td>胎動</td> </tr> </table> <p>市への連絡事項</p> <p>診査の結果は、上記のとおりです。 委託医療機関名 所在地 担当医師 名 印</p> <p>① 胎動異常 ② 胎位不正 ③ 胎高異常 ④ 胎頭異常 ⑤ 胎心異常 ⑥ 胎動異常 ⑦ 胎位不正 ⑧ 胎高異常 ⑨ 胎頭異常 ⑩ 胎心異常 ⑪ 胎動異常 ⑫ 胎位不正 ⑬ 胎高異常 ⑭ 胎頭異常 ⑮ 胎心異常 ⑯ 胎動異常 ⑰ 胎位不正 ⑱ 胎高異常 ⑲ 胎頭異常 ⑳ 胎心異常 ㉑ 胎動異常 ㉒ 胎位不正 ㉓ 胎高異常 ㉔ 胎頭異常 ㉕ 胎心異常 ㉖ 胎動異常 ㉗ 胎位不正 ㉘ 胎高異常 ㉙ 胎頭異常 ㉚ 胎心異常 ㉛ 胎動異常 ㉜ 胎位不正 ㉝ 胎高異常 ㉞ 胎頭異常 ㉟ 胎心異常 ㊱ 胎動異常 ㊲ 胎位不正 ㊳ 胎高異常 ㊴ 胎頭異常 ㊵ 胎心異常 ㊶ 胎動異常 ㊷ 胎位不正 ㊸ 胎高異常 ㊹ 胎頭異常 ㊺ 胎心異常 ㊻ 胎動異常 ㊼ 胎位不正 ㊽ 胎高異常 ㊾ 胎頭異常 ㊿ 胎心異常</p> <p>【受診者の方へ】受診の際は、以下の質問票Ⅰ～Ⅲを記入して受診当日持参ください。 記入日: 令和 年 月 日</p>	ふりがな	生年月日	昭和 平成	年 月 日 (歳)	1. 初産 2. 経産	産婦氏名					住所	■市 (住所)				産婦主氏名	産婦電話番号	同意する ・ 同意しない			健康診査年月日	令和 年 月 日	産後	月 分 秒 日	令和 年 月 日	点	状態	体重	血圧	尿糖	胎動	胎心	状態	胎動	胎心	胎位	胎高	胎頭	状態	胎位	胎高	胎頭	胎心	胎動	<p style="text-align: center;">(裏面)</p> <p style="text-align: center;">質問票Ⅱ (EPDS)</p> <p>産後の気分についておたずねします。最近のあなたの気分をチェックしてみましょう。 今日だけでなく、過去1週間、あなたが感じたことに最も近い答えに○をつけてください。必ず10項目全部に答えて下さい。</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;"> <p>1) 笑うことができず、物事のおもしろい味もなかった。 () いつも何事にもできなかった () あまりできなかった () 明らかにならなかった () 全くできなかった</p> <p>2) 物事を楽しみにして持った。 () いつも何事にもできなかった () あまりできなかった () 明らかにならなかった () ほとんどできなかった</p> <p>3) 物事がつまらない時、自分を不必要に責めた。 () はい、たいていそうだった () はい、時々そうだった () はい、あまり度々ではなかった () いいえ、全くなかった</p> <p>4) びっくりした理由もないのに不安になったり、心配したりした。 () はい、そうではなかった () はい、たいていそうだった () はい、かなりしばしばそうだった () はい、時々そうだった () はい、しょっちゅうあった</p> <p>5) びっくりした理由もないのに感情に襲われた。 () はい、しょっちゅうあった () はい、時々あった () はい、あまり度々ではなかった () いいえ、全くなかった</p> </td> <td style="width: 50%;"> <p>6) することがたぶんあって大変だった。 () はい、たいてい何事でもなかった () はい、いつものようにうまく対処できなかった () いいえ、たいていうまく対処した () はい、普通通りに対処した</p> <p>7) 不幸な気分なで、悲しくなかった。 () はい、ほとんどの時もそうだった () はい、時々そうだった () はい、あまり度々ではなかった () いいえ、全くなかった</p> <p>8) 悲しくなったり、悔みになったりした。 () はい、たいていそうだった () はい、かなりしばしばそうだった () はい、時々そうだった () はい、あまり度々ではなかった () いいえ、全くなかった</p> <p>9) 不幸な気分だったので、泣いていた。 () はい、たいていそうだった () はい、かなりしばしばそうだった () はい、時々そうだった () はい、あまり度々ではなかった () いいえ、全くなかった</p> <p>10) 自分自身を責めるような考えが浮かんで来た。 () はい、かなりしばしばそうだった () はい、時々そうだった () はい、あまり度々ではなかった () いいえ、全くなかった</p> </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">質問票Ⅲ (赤ちゃんへの気持ち質問票)</p> <p>あなたの赤ちゃんについてどのように感じていますか？ 下の項目について、今のあなたの気持ちに一番近いと思われる表欄に○をつけてください。</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;"> <p>1) 赤ちゃんをいとおもっている。 () ほとんどいつも強くそう感じる () たまに強くそう感じる () たまに少しそう感じる () 全然そう感じない</p> <p>2) 赤ちゃんのためにしたいことがあるのに、おろおろしてどうしようもない時がある。 () ほとんどいつも強くそう感じる () たまに強くそう感じる () たまに少しそう感じる () 全然そう感じない</p> <p>3) 赤ちゃんのことが懐かしいやになる。 () ほとんどいつも強くそう感じる () たまに強くそう感じる () たまに少しそう感じる () 全然そう感じない</p> <p>4) 赤ちゃんに対して何も特別な気持ちがない。 () ほとんどいつも強くそう感じる () たまに強くそう感じる () たまに少しそう感じる () 全然そう感じない</p> <p>5) 赤ちゃんに対して怒りがこみあげる。 () ほとんどいつも強くそう感じる () たまに強くそう感じる () たまに少しそう感じる () 全然そう感じない</p> </td> <td style="width: 50%;"> <p>6) 赤ちゃんの成長を楽しみながらしている。 () ほとんどいつも強くそう感じる () たまに強くそう感じる () たまに少しそう感じる () 全然そう感じない</p> <p>7) こんな子でなかったらなあと思う。 () ほとんどいつも強くそう感じる () たまに強くそう感じる () たまに少しそう感じる () 全然そう感じない</p> <p>8) 赤ちゃんを守ってあげたいと感じる。 () ほとんどいつも強くそう感じる () たまに強くそう感じる () たまに少しそう感じる () 全然そう感じない</p> <p>9) この子がいるからなあと思う。 () ほとんどいつも強くそう感じる () たまに強くそう感じる () たまに少しそう感じる () 全然そう感じない</p> <p>10) 赤ちゃんをとても身近に感じる。 () ほとんどいつも強くそう感じる () たまに強くそう感じる () たまに少しそう感じる () 全然そう感じない</p> </td> </tr> </table>	<p>1) 笑うことができず、物事のおもしろい味もなかった。 () いつも何事にもできなかった () あまりできなかった () 明らかにならなかった () 全くできなかった</p> <p>2) 物事を楽しみにして持った。 () いつも何事にもできなかった () あまりできなかった () 明らかにならなかった () ほとんどできなかった</p> <p>3) 物事がつまらない時、自分を不必要に責めた。 () はい、たいていそうだった () はい、時々そうだった () はい、あまり度々ではなかった () いいえ、全くなかった</p> <p>4) びっくりした理由もないのに不安になったり、心配したりした。 () はい、そうではなかった () はい、たいていそうだった () はい、かなりしばしばそうだった () はい、時々そうだった () はい、しょっちゅうあった</p> <p>5) びっくりした理由もないのに感情に襲われた。 () はい、しょっちゅうあった () はい、時々あった () はい、あまり度々ではなかった () いいえ、全くなかった</p>	<p>6) することがたぶんあって大変だった。 () はい、たいてい何事でもなかった () はい、いつものようにうまく対処できなかった () いいえ、たいていうまく対処した () はい、普通通りに対処した</p> <p>7) 不幸な気分なで、悲しくなかった。 () はい、ほとんどの時もそうだった () はい、時々そうだった () はい、あまり度々ではなかった () いいえ、全くなかった</p> <p>8) 悲しくなったり、悔みになったりした。 () はい、たいていそうだった () はい、かなりしばしばそうだった () はい、時々そうだった () はい、あまり度々ではなかった () いいえ、全くなかった</p> <p>9) 不幸な気分だったので、泣いていた。 () はい、たいていそうだった () はい、かなりしばしばそうだった () はい、時々そうだった () はい、あまり度々ではなかった () いいえ、全くなかった</p> <p>10) 自分自身を責めるような考えが浮かんで来た。 () はい、かなりしばしばそうだった () はい、時々そうだった () はい、あまり度々ではなかった () いいえ、全くなかった</p>	<p>1) 赤ちゃんをいとおもっている。 () ほとんどいつも強くそう感じる () たまに強くそう感じる () たまに少しそう感じる () 全然そう感じない</p> <p>2) 赤ちゃんのためにしたいことがあるのに、おろおろしてどうしようもない時がある。 () ほとんどいつも強くそう感じる () たまに強くそう感じる () たまに少しそう感じる () 全然そう感じない</p> <p>3) 赤ちゃんのことが懐かしいやになる。 () ほとんどいつも強くそう感じる () たまに強くそう感じる () たまに少しそう感じる () 全然そう感じない</p> <p>4) 赤ちゃんに対して何も特別な気持ちがない。 () ほとんどいつも強くそう感じる () たまに強くそう感じる () たまに少しそう感じる () 全然そう感じない</p> <p>5) 赤ちゃんに対して怒りがこみあげる。 () ほとんどいつも強くそう感じる () たまに強くそう感じる () たまに少しそう感じる () 全然そう感じない</p>	<p>6) 赤ちゃんの成長を楽しみながらしている。 () ほとんどいつも強くそう感じる () たまに強くそう感じる () たまに少しそう感じる () 全然そう感じない</p> <p>7) こんな子でなかったらなあと思う。 () ほとんどいつも強くそう感じる () たまに強くそう感じる () たまに少しそう感じる () 全然そう感じない</p> <p>8) 赤ちゃんを守ってあげたいと感じる。 () ほとんどいつも強くそう感じる () たまに強くそう感じる () たまに少しそう感じる () 全然そう感じない</p> <p>9) この子がいるからなあと思う。 () ほとんどいつも強くそう感じる () たまに強くそう感じる () たまに少しそう感じる () 全然そう感じない</p> <p>10) 赤ちゃんをとても身近に感じる。 () ほとんどいつも強くそう感じる () たまに強くそう感じる () たまに少しそう感じる () 全然そう感じない</p>
ふりがな	生年月日	昭和 平成	年 月 日 (歳)	1. 初産 2. 経産																																													
産婦氏名																																																	
住所	■市 (住所)																																																
産婦主氏名	産婦電話番号	同意する ・ 同意しない																																															
健康診査年月日	令和 年 月 日	産後	月 分 秒 日	令和 年 月 日	点																																												
状態	体重	血圧	尿糖	胎動	胎心																																												
状態	胎動	胎心	胎位	胎高	胎頭																																												
状態	胎位	胎高	胎頭	胎心	胎動																																												
<p>1) 笑うことができず、物事のおもしろい味もなかった。 () いつも何事にもできなかった () あまりできなかった () 明らかにならなかった () 全くできなかった</p> <p>2) 物事を楽しみにして持った。 () いつも何事にもできなかった () あまりできなかった () 明らかにならなかった () ほとんどできなかった</p> <p>3) 物事がつまらない時、自分を不必要に責めた。 () はい、たいていそうだった () はい、時々そうだった () はい、あまり度々ではなかった () いいえ、全くなかった</p> <p>4) びっくりした理由もないのに不安になったり、心配したりした。 () はい、そうではなかった () はい、たいていそうだった () はい、かなりしばしばそうだった () はい、時々そうだった () はい、しょっちゅうあった</p> <p>5) びっくりした理由もないのに感情に襲われた。 () はい、しょっちゅうあった () はい、時々あった () はい、あまり度々ではなかった () いいえ、全くなかった</p>	<p>6) することがたぶんあって大変だった。 () はい、たいてい何事でもなかった () はい、いつものようにうまく対処できなかった () いいえ、たいていうまく対処した () はい、普通通りに対処した</p> <p>7) 不幸な気分なで、悲しくなかった。 () はい、ほとんどの時もそうだった () はい、時々そうだった () はい、あまり度々ではなかった () いいえ、全くなかった</p> <p>8) 悲しくなったり、悔みになったりした。 () はい、たいていそうだった () はい、かなりしばしばそうだった () はい、時々そうだった () はい、あまり度々ではなかった () いいえ、全くなかった</p> <p>9) 不幸な気分だったので、泣いていた。 () はい、たいていそうだった () はい、かなりしばしばそうだった () はい、時々そうだった () はい、あまり度々ではなかった () いいえ、全くなかった</p> <p>10) 自分自身を責めるような考えが浮かんで来た。 () はい、かなりしばしばそうだった () はい、時々そうだった () はい、あまり度々ではなかった () いいえ、全くなかった</p>																																																
<p>1) 赤ちゃんをいとおもっている。 () ほとんどいつも強くそう感じる () たまに強くそう感じる () たまに少しそう感じる () 全然そう感じない</p> <p>2) 赤ちゃんのためにしたいことがあるのに、おろおろしてどうしようもない時がある。 () ほとんどいつも強くそう感じる () たまに強くそう感じる () たまに少しそう感じる () 全然そう感じない</p> <p>3) 赤ちゃんのことが懐かしいやになる。 () ほとんどいつも強くそう感じる () たまに強くそう感じる () たまに少しそう感じる () 全然そう感じない</p> <p>4) 赤ちゃんに対して何も特別な気持ちがない。 () ほとんどいつも強くそう感じる () たまに強くそう感じる () たまに少しそう感じる () 全然そう感じない</p> <p>5) 赤ちゃんに対して怒りがこみあげる。 () ほとんどいつも強くそう感じる () たまに強くそう感じる () たまに少しそう感じる () 全然そう感じない</p>	<p>6) 赤ちゃんの成長を楽しみながらしている。 () ほとんどいつも強くそう感じる () たまに強くそう感じる () たまに少しそう感じる () 全然そう感じない</p> <p>7) こんな子でなかったらなあと思う。 () ほとんどいつも強くそう感じる () たまに強くそう感じる () たまに少しそう感じる () 全然そう感じない</p> <p>8) 赤ちゃんを守ってあげたいと感じる。 () ほとんどいつも強くそう感じる () たまに強くそう感じる () たまに少しそう感じる () 全然そう感じない</p> <p>9) この子がいるからなあと思う。 () ほとんどいつも強くそう感じる () たまに強くそう感じる () たまに少しそう感じる () 全然そう感じない</p> <p>10) 赤ちゃんをとても身近に感じる。 () ほとんどいつも強くそう感じる () たまに強くそう感じる () たまに少しそう感じる () 全然そう感じない</p>																																																

(注) 1 「(表面)」及び「(裏面)」は当省が付した。
2 市町村名等は「■」とした。

資料 2-② 「母子保健医療対策総合支援事業の実施について」（令和 2 年 6 月 17 日付け子
発 0617 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）（抄）＜産婦健診に係る
記載部分＞

1 事業目的

産後うつの予防や新生児への虐待予防等を図るため、産後 2 週間、産後 1 か月など出
産後間もない時期の産婦に対する健康診査（母体の身体的機能の回復、授乳状況及び精
神状態の把握等）（以下「産婦健康診査」という。）に係る費用を助成することによ
り、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる
切れ目のない支援体制を整備する。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。）とする。

なお、本事業の実施に当たっては、（1）～（3）の要件を満たすこと。

（1）産婦健康診査において、母体の身体的機能の回復、授乳状況及び精神状態の把握
等を行うこと。

（2）産婦健康診査の結果が産婦健康診査を実施する病院、診療所及び助産所（以下
「実施機関」という。）から市町村へすみやかに報告されるよう体制を整備するこ
と。

（3）産婦健康診査の結果、支援が必要と認められる産婦に対して、別添 8 「産後ケア
事業」による支援を行うこと。

3 対象者

産後 2 週間、産後 1 か月など、出産後間もない時期の産婦とする。

4 対象となる産婦健康診査

（1）内容

- ① 問診（生活環境、授乳状況、育児不安、精神疾患の既往歴、服薬歴等）
- ② 診察（子宮復古状況、悪露、乳房の状態等）
- ③ 体重・血圧測定
- ④ 尿検査（蛋白・糖）
- ⑤ 産婦の精神状況に応じて、ツールを用いた客観的なアセスメントを行うこと

（2）回数

対象者 1 人につき 2 回以内とする。

5 産婦健康診査の実施等

- (1) 本事業の実施に当たり、市町村は実施機関として適当と認められるものに委託するものとする。
- (2) 産婦健康診査の結果が速やかに市町村に報告されるよう、市町村は実施機関との連携体制の整備を図ること。
- (3) 産婦健康診査の結果を踏まえ、別添8「産後ケア事業」による支援が必要と認められる場合には、すみやかに対象者に当該事業を実施すること。
また、必要に応じて訪問指導等を実施すること。

6 費用の請求

実施機関が、本事業における産婦健康診査を行った場合のこれに要した費用の請求は、産婦健康診査1回当たり5千円を上限として、市町村長に行うものとする。

7 留意事項

- (1) 本事業の対象者が居住地以外の実施機関において産婦健康診査を受診する場合等、産婦健康診査を実施機関へ委託して行うことが困難な場合については、2(1)～(3)を満たす場合に限り、産婦健康診査にかかる費用を対象者へ直接助成することを認める。
- (2) 対象者が母子同伴で産婦健康診査を受診する場合には、適宜、子の発育状況や栄養状態等について把握することが望ましい。

資料2-③ 「産婦健康診査事業の実施に当たっての留意事項について」（平成29年3月31日付け雇児母発0331第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知） (抄)

平成17年8月23日雇児発第0823001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子保健医療対策総合支援事業の実施について」に基づく産婦健康診査事業の実施に当たり、産後うつ予防や新生児への虐待予防等を行うために行う精神状態の把握に関しては、産婦健康診査を実施する病院、診療所及び助産所（以下「実施機関」という。）並びに市町村（特別区を含む。以下同じ。）が留意すべき事項は下記のとおりであるので、各自治体におかれては遺漏のないよう配慮されたい。

また、都道府県におかれては、実施機関及び管内市町村に対し、本事業が適切に実施されるよう、下記内容について周知徹底をお願いする。

記

1 実施機関

- (1) 産婦健康診査を受診する産婦（以下「受診者」という。）に対し、産婦健康診査の結果（以下「健診結果」という。）が市町村に報告されることを説明すること。
- (2) 産婦健康診査のうち、精神状態の把握については、エジンバラ産後うつ病質問票の点数だけではなく、問診（精神疾患の既往歴、服薬歴等）、診察（表情、言動等）なども併せて総合的に評価すること。
- (3) 健診結果は受診者本人に直接伝えること。
- (4) 支援が必要と判断される受診者に対しては、適宜、次に掲げる対応を行うこと。
 - ① 受診者のセルフケアに関する助言・指導
 - ② 子育て世代包括支援センター等、市町村の相談窓口等に関する情報提供
 - ③ 実施機関における経過観察
 - ④ 精神科に関する情報提供（可能であれば精神科医療機関を紹介）
 - ⑤ その他、受診者を支援するために必要な助言・情報提供等
- (5) 健診結果を母子健康手帳に記入する場合には、個人情報保護の観点から受診者本人の了解が必要であることに留意する必要があること。
- (6) 市町村に対しては、（2）による評価及び（4）による対応内容について、速やかに報告すること。

2 市町村

- (1) 産婦健康診査事業の実施主体である市町村において健診結果が把握・管理されることをあらかじめ受診者に周知すること。
- (2) 支援が必要とされる受診者に対し適切に対応できるよう、あらかじめ実施機関、精神科医療機関及び福祉関係機関との連携体制を構築しておくこと。
- (3) 実施機関からの報告により支援が必要と判断される場合には、受診者への電話連絡、訪問等により速やかに実情を把握するとともに、関係機関と連携し支援を行うこと。

資料 2-④ 「「健やか親子 21（第 2 次）」の中間評価等に関する検討会報告書」（令和元年 8 月 30 日）（抄）

第 3 章 中間評価の結果

2 課題毎の評価

- (1) 基礎課題 A 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策

- (2) 主な課題

検討会において特に課題とされた分野については以下のとおり。

- ① 母子保健行政における都道府県及び県型保健所の役割の再認識

- (略)
- 平成6年に保健所法(昭和22年法律101号)が地域保健法(昭和22年法律101号)に改正され、住民に身近なサービスは市町村が担い、広域的・専門的な業務の実施主体は引き続き保健所が担うことになった。こうした中、健やか親子21の最終評価では、地域格差、市町村格差という課題が示されたため、この課題に対して都道府県が力を発揮することを期待し、健やか親子21(第2次)では都道府県や県型保健所の取組に関する指標が設定され、より具体的な取組の内容を指標とすることにより、質もあわせて評価することとされた。
- しかし、指標の設定の主旨が都道府県に十分に周知されておらず、母子保健対策における都道府県の役割について、国、都道府県、市区町村の相互において共通の理解が不足していることが推察された。今回の中間評価を機に、都道府県には、本計画策定時の背景等を踏まえ、管轄地域の市町村間の格差の是正や母子保健サービスの質の向上に向けた積極的な支援を行うように求めたい。また、こうした取組は、母子保健分野に限られるものではなく、健康日本21(第2次)においても健康格差の縮小が目標として掲げられていることから、生涯を通じた健康づくりの視点でも取り組むべき課題である。その点からも、都道府県が担うべき役割は大きい。

資料3-① 「少子化危機突破のための緊急対策」(平成25年6月7日少子化社会対策会議決定)(抄)

Ⅲ. 緊急対策の柱「3本の矢」で推進

3. 結婚・妊娠・出産支援

(4) 「産後ケア」の強化

- 産院退院後の悩みや孤立からもたらされる育児不安等は、第2子以降の出生行動に影響を与えうるといった指摘や、児童虐待の問題にも関わっているとの指摘がある。このため、退院後の母子にできる限り早期の接触を図り、必要な支援につなげることが必要である。具体的には、早期の電話相談等の充実を図る「産後早期ケア(産後3、4か月まで)」の強化や、産後ケアセンター等において休養(日帰り、宿泊)等を行う「産後レスパイト型事業」や、現在活動していない助産師等を活用した子どもの世話に関する相談に対応したり、シニア世代の活力である「祖父母力」を活用して、母親の話し相手や一緒に外出するなどの支援を行う「産後パートナー事業」をモデル事業として導入し、その成果を踏まえて対応を検討する。

資料 3-② 産後ケア事業のイメージ

(イメージ①)



(イメージ②)



(注) 「平成 28 年度産後ケア事業事例集」(厚生労働省)による。

資料 3-③ 「「母子保健法の一部を改正する法律」の施行について(通知)」(令和 2 年 8 月 5 日付け子発 0805 第 3 号厚生労働省子ども家庭局長通知)(抄)

第 2 改正内容及び留意事項

1 産後ケア事業の努力義務

(2) 留意事項

ウ 出産後 1 年を経過しない女子及び乳児の考え方について

- ・ 法第 17 条の 2 においては、本事業に関する市町村の努力義務の時期について「出産後 1 年」とされている。
- ・ 従来までの予算事業においては、出産直後から 4 ヶ月頃までの時期が、一般に母親の身体的回復と心理的な安定を促進し、育児に関する不安や生活上の困りごと等において専門的な指導又はケアが必要な時期として設定されたものである。
- ・ しかしながら、改正法においては、低出生体重児等の場合に、入院期間の長期化で退院時期が出産後 4 か月を超える場合もあることや、産婦の自殺は出産後 5 か月以降にも認められるなど、出産後 1 年を通じてメンタルヘルスケアの重要性が高いことなどを踏まえて、「出産後 1 年」とされたところである。
- ・ そのため、市町村において本事業の対象時期を定める際には、こうした趣旨を踏まえ、母子及びその家族の状況、愛着形成の重要性、地域におけるニーズや社会資源の状況等を踏まえ判断すること。

- ・ なお、早産児や低出生体重児の場合は、発育・発達の遅延等のリスクが大きく、母親は様々な不安や育児上の困難を抱えやすい傾向にあるため、出産予定日を基準にした修正月齢を参考にした産後ケアの利用が考えられること。

資料 3-④ 第 4 次少子化社会対策大綱（令和 2 年 5 月 29 日閣議決定）（抄）

別添 1 施策の具体的内容

I 重点課題

2 多様化する子育て家庭の様々なニーズに応える

I-2 (3) 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

○妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

- ・ 安心・安全で健やかな妊娠・出産、産後を支援するため、成育基本法を踏まえ、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制の充実に取り組む。
- ・ 特に、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点（子育て世代包括支援センター）の整備を図る。また、2019 年に成立した母子保健法改正法を踏まえ、出産後の母子に対して、心身のケア等を行う産後ケア事業について、2024 年度末までの全国展開を目指す。このほか、産前・産後サポート事業の実施を図る。
- ・ （略）

資料 3-⑤ 「母子保健医療対策総合支援事業の実施について」（令和 3 年 4 月 1 日付け子発 0401 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）（抄）＜産後ケア事業に係る記載部分＞

1 事業目的

出産後 1 年以内の母子等に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。）とする。

なお、本事業の趣旨を理解し、適切な実施が期待できる団体等に事業の全部又は一部を委託することができる。

3 対象者

次の（１）又は（２）の事由に該当する者（以下「利用者」という。）とする。対象者の選定に当たっては、同居家族の有無等にかかわらず、判断することとし、退院直後の褥婦については、心身の回復期にあり、孤立しやすく育児不安を抱えやすいことを考慮することとする。

- （１）産後に心身の不調又は育児不安等がある者
- （２）（１）の他、特に支援が必要と認められる者

4 事業の実施方法及び内容

地域におけるニーズや社会資源等の状況を踏まえ、次の（２）の①、②又は③の実施方法により、（３）の内容を実施することとする。

（１）管理者

産後ケア事業を管理する者を定めること

（２）実施方法

① 短期入所（ショーステイ）型

病院、診療所、助産所の空きベッドを活用する等により利用者を短期入所させ、休養の機会を提供するとともに、心身のケアや育児サポート等のきめ細かい支援を実施すること。利用期間は原則として7日間以内とすること。ただし、市町村が必要と認めた場合には、その期間を延長することができる。

利用者の家族は、本事業の実施に支障を生じない範囲で市町村が認めた場合に宿泊させることができる。

② 通所（デイサービス）型

日中、実施施設において、来所した利用者に対し、個別又は集団で、心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を実施すること。

③ 居宅訪問（アウトリーチ）型

実施担当者が利用者の自宅に赴き、個別に心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を実施すること。

（３）内容

出産後1年を経過しない女子及び乳児等の心身の状態に応じた保健指導、療養に伴う世話又は育児に関する指導、相談その他の援助を実施すること。

5 実施担当者

次のとおり、事業の内容に応じて（１）を配置したうえで、（２）及び（３）の担当者を配置すること。また、短期入所型で実施する場合には、24時間体制で1名以上の助

産師、保健師又は看護師を配置すること。なお、事業内容に必要な担当者については保健師助産師看護師法や医師法等を参考にすること。

- (1) 助産師、保健師又は看護師
- (2) 心理に関する知識を有する者
- (3) 育児に関する指導や育児サポート等を実施するに当たり必要な者

6 実施場所

(1) 短期入所（ショートステイ）型

利用者が宿泊する施設は、原則として次の①から③までの設備を有する施設であり、かつ、適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。ただし、近隣の他の施設において、当該施設の本来の事業運営に支障がないと認められる範囲で、共同で使用することができる設備がある場合は、この限りでない。

- ① 居室
- ② カウンセリングを行う部屋
- ③ 乳児の保育を部屋
- ④ ①から③までの他、事業の実施に必要な設備

(2) 通所（デイサービス）型

個別又は集団で支援を行うことができる設備その他の事業の実施に必要な設備を有する施設であること。ただし、近隣の他の施設において、当該施設の本来の事業運営に支障がないと認められる範囲で、共同で使用することができる設備がある場合は、この限りでない。

(3) 居宅訪問（アウトリーチ）型

利用者の自宅に赴いて支援を行うこと。その際、安全面・衛生面に十分配慮すること。

7 医療機関との連携体制の整備

- (1) 事業の円滑な実施を図るため、都道府県医師会及び郡市医師会等の協力を得て、医療機関との連携体制を十分に整備すること。
- (2) 事業の実施に当たり、保健医療面での助言が随時受けられるよう、相談できる医師をあらかじめ選定すること。
- (3) 症状の急変等、緊急時に利用者を受け入れてもらう協力医療機関をあらかじめ選定すること。

8 利用料

本事業の実施に当たっては、原則、利用者から利用料を徴収すること。

ただし、利用者の所得に十分配慮すること。

9 留意事項

- (1) 本事業の実施に当たっては、子育て世代包括支援センターの整備等により、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援の提供が行われるよう努めること。
- (2) 本事業の実施に当たっては、例えば、多胎家庭など、日常生活や外出に困難を伴う利用者等に対しては、利用者の意向や、利用に際しての申請を、新生児訪問等の際に受け付けるなど、利用者等の状況に配慮した柔軟な方法により対応を行うこと。
- (3) 本事業の実施に当たっては、他市町村と共同で実施することは差し支えないが、事業費を適切に案分するなど、市町村間で調整の上、実施すること。
- (4) 本事業の実施に当たっては、効果的な支援の実施のため、個人情報の適正な管理に十分配慮した上で、関係者間での個人情報の共有に努めるとともに、事業の実施に携わる職員等が業務上知り得た情報を漏らすことのないよう、個人情報の厳格な取扱いについて職員等に周知徹底を図るなどの対策を講じること。
また、原則として関係機関で情報共有を行うことについて、利用者から利用開始時点で同意を得ておくこと。
なお、事業を委託する場合は、その旨を委託先との契約において明確に定めること。
- (5) 利用者及びその子ども並びに関係者の安全性の確保に十分配慮すること
- (6) 次に掲げる事業は対象から除外する。
 - ① 講習会等による集団指導（両親学級、母親学級、育児学級等）
 - ② 新生児訪問指導及び妊産婦訪問指導
 - ③ 子育て経験者、ヘルパー等が実施する家事援助
 - ④ 一方的な情報発信のみで相談対応を行わない事業
 - ⑤ 全ての妊産婦等に利用券を配布する等、対象者又は実施内容が不特定の事業
- (7) より多くの産婦等が利用できるよう、事業についての積極的な広報活動を行うこと。
- (8) 利用者の要望を踏まえ、必要に応じて事業内容等の改善を図ること。
- (9) 利用者ごとに支援台帳を作成すること。
- (10) 個人情報の保護に十分留意すること。
- (11) 事業実施中における子どもの事故等に備え、必要に応じ賠償責任保険に加入すること。
- (12) (1) から (11) までの他、事業の実施に当たり必要な事項をあらかじめ取り決めておくこと。

資料 4-① 「母子保健医療対策総合支援事業の実施について」（令和 2 年 6 月 17 日付け
発 0617 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）（抄）＜多胎妊産婦等支
援に係る記載部分＞

産前・産後サポート事業

1 事業目的

妊産婦等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等について、子育て経験者やシニア世代等の相談しやすい「話し相手」又は助産師等の専門家等による相談支援等を行い、家庭や地域での妊産婦等の孤立感の解消を図ることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。）とする。

なお、本事業の趣旨を理解し、適切な実施が期待できる団体等に事業の全部又は一部を委託することができる。

3 対象者

身近に相談できる者がいないなど、支援を受けることが適当と判断される妊産婦及びその家族（以下「利用者」という。）

また、4（2）②について、2歳程度までの多胎児を育児する者を対象者の目安とし、個別の事情を踏まえて適切に判断すること。

4 事業の実施方法及び内容

以下の（1）～（3）の事業を実施すること。なお、それぞれ単独で実施することは差し支えない。

（1）（略）

（2）多胎妊産婦等支援

① 多胎ピアサポート事業

多胎児の育児経験者家族との交流会等の実施や、多胎妊婦が入院している場合や、外出が困難な場合など、必要に応じて多胎児の育児経験者によるアウトリーチでの相談支援を実施する。

② 多胎妊産婦等サポーター等事業

多胎妊産婦や多胎家庭（以下、「多胎妊産婦等」という。）のもとへサポーターを派遣し、外出時の補助や、日常の育児に関する介助を行う。また、当該サポーターを派遣する前に、多胎妊産婦等への支援に際して必要な知識等を修得するための研修を実施する。

(3) (略)

5 実施担当者

次の(1)から(4)までに掲げる者を必要に応じて配置すること。ただし、4(1)②(イ)の産前・産後の心身の不調に関する相談支援は、(1)に掲げる専門職を担当者とするのが望ましい。また、利用者に直接支援を行う者に対して講習会を実施する等、利用者に対する適切な支援が行えるよう配慮すること。

(1) 助産師、保健師又は看護師

(2) 子育て経験者、シニア世代の者等

(3) その他支援、援助活動の調整等の事務を行う者

(4) 4(2)②については、多胎妊産婦等への支援に関する研修を受けている等必要な知識・経験を有する者

6 母子保健関係機関等との連携体制の整備

事業の円滑な実施を図るため、市町村保健センター等の関係機関との連携を図ること。

7 留意事項

(1) 本事業の実施に当たっては、子育て世代包括支援センターの整備等により、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援の提供が行われるよう努めること。

(2) 妊娠の届出等において、多胎妊産婦等を把握した場合、本事業の利用についての意思確認や利用に際しての申請を、新生児訪問等の際に受け付けるなど、多胎妊産婦等の状況に配慮した柔軟な方法により対応を行うこと。

(3) 4(2)を実施する場合、多胎育児の経験のある家庭や、対象となる多胎妊産婦等が少ないなどの状況によっては、他市町村と共同で実施することは差し支えない。ただし、事業費を適切に案分するなど、市町村間で調整の上、実施すること。

(4) 本事業の実施に当たっては、効果的な支援の実施のため、個人情報の適正な管理に十分配慮した上で、関係者間での個人情報の共有に努めるとともに、事業の実施に携わる職員等が業務上知り得た情報を漏らすことのないよう、個人情報の厳格な取扱いについて職員等に周知徹底を図るなどの対策を講じること。

また、原則として関係機関で情報共有を行うことについて、支援対象者から支援開始時点に同意を得ておくこと。

なお、事業を委託する場合は、その旨を委託先との契約において明確に定めること。

- (5) 支援における子どもの事故のみならず、支援対象者及び関係者の安全性の確保にも十分配慮すること。
- (6) 次に掲げる事業は対象から除外する。
- ① 講習会等による集団指導（両親学級、母親学級、育児学級等）
 - ② 新生児訪問指導及び妊産婦訪問指導
 - ③ 子育て経験者、ヘルパー等が実施する家事援助（但し、4（2）②を除く）
 - ④ 一方的な情報発信のみで相談対応を行わない事業
 - ⑤ 全ての妊産婦等に利用券を配布する等、対象者又は実施内容が不特定の事業（但し、4（3）を除く）
- (7) 4（3）を実施する場合、早期に支援につなげることを目的としているため、必ず妊産婦等との接触を図ること
- (8) より多くの妊産婦等が利用できるよう、事業についての積極的な広報活動を行うこと。
- (9) 利用者の要望を踏まえ、必要に応じて事業内容等の改善を図ること。
- (10) 子育て経験者等の実施担当者の名簿を作成すること。
- (11) 利用者ごとに支援台帳を作成すること。
- (12) 個人情報の保護に十分留意すること。
- (13) 事業実施中における子どもの事故等に備え、必要に応じ賠償責任保険に加入すること。
- (14) (1) から (13) の他、事業の実施に当たり必要な事項をあらかじめ取り決めておくこと。

資料 5-① 「母子保健事業等の実施に係る新型コロナウイルスへの対応について」（令和 2 年 2 月 28 日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課、母子保健課連名通知）（抄）

母子保健事業等の実施については、以下の点に留意すること。

1 妊産婦及び乳幼児に対する健康診査、保健指導等について

(1) 集団で実施する健康診査、保健指導等について

感染拡大防止の観点から、必要に応じ、延期等の措置をとること。ただし、この場合において、延期等の措置をとっている間にも必要に応じて電話や訪問等による保健指導や状況把握を行うこと。

なお、延期等により、母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条第1項に定める月齢の間に乳幼児健康診査を受診できない場合には、別の機会に乳幼児健康診査を受けられる機会を設けること。

(2) 個別で実施する健康診査、保健指導等について

個別で実施する健康診査、保健指導等については、当該実施機関等と適宜相談の上で実施するかどうか判断されたい。

2 保健師による訪問指導等、各居宅へ訪問して実施する事業について

事業の社会的必要性等を踏まえ、事業を継続して実施する場合には、感染拡大防止のための以下の点に留意すること。

(注意事項)

(1) 訪問に際し、訪問する家庭の児童や家族に風邪の症状や発熱、倦怠感や呼吸困難などの症状がないか確認すること。

(2) 事業従事者は、発熱（概ね37.5℃以上）や呼吸器症状がないことを確認した上で、訪問時におけるマスク着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等により、感染機会を減らすための工夫を行うこと。

3 乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業について

これらの事業については、上記2と同様の対応とすること。

資料 5-② 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）（抄）

(新型インフルエンザ等緊急事態宣言等)

第三十二条 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態（以下「新型インフルエンザ等緊急事態」という。）が発生したと認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態が発生した旨及び次に掲げる事項の公示（第五項及び第三十四条第一項において「新型インフルエ

ンザ等緊急事態宣言」という。)をし、並びにその旨及び当該事項を国会に報告するものとする。

一 新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間

二 新型インフルエンザ等緊急事態措置（第四十六条の規定による措置を除く。）を実施すべき区域

三 新型インフルエンザ等緊急事態の概要

2～4 （略）

5 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等緊急事態宣言をした後、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるときは、速やかに、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）をし、及び国会に報告するものとする。

6 （略）

資料 5-③ 「母子保健事業等の実施に係る新型コロナウイルスへの対応について」（令和 2 年 4 月 1 日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課、母子保健課連名通知）（抄）

2 妊産婦及び乳幼児に対する健康診査、保健指導等について

(1) 母子保健法第12条第1項に定める健康診査について

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議における議論を踏まえつつ、母子保健法第12条第1項に定める健康診査であって、集団で実施するものについては、

- ・「感染拡大警戒地域」とされる感染状況が拡大傾向にある地域の市町村においては、原則として集団での実施を延期すること。
- ・それ以外の市町村においては、地域の感染状況を踏まえつつ、感染拡大防止の観点から、「3つの条件が同時に重なる場（3つの密）」を避けるため、必要に応じて延期等の措置をとること。

ただし、この場合において、延期等の措置をとっている間にも、必要に応じて、電話や訪問等による保健指導や状況把握を行うこと。

なお、延期等により、健康診査を受診できない幼児には、別の機会に健康診査を受ける機会を設けること。

(2) 母子保健法第12条第1項に定める健康診査以外の健康診査、保健指導等について

母子保健法第12条第1項に定める健康診査以外の健康診査、保健指導等であって、集団で実施するものについては、(1)に準じた取扱いとすること。

(3) 個別で実施する健康診査、保健指導等について

個別で実施する健康診査、保健指導等については、当該実施期間等と適宜相談の上で実施するかどうか判断すること。

3 保健師による訪問指導等について

保健師による訪問指導等、各居宅へ訪問して実施する事業については、感染拡大防止のため、以下の点に留意すること。

(1) 訪問に際し、訪問する家庭の児童や家族に風邪の症状や発熱、倦怠感や呼吸困難などの症状がないか確認すること。

(2) 事業従事者は、発熱（概ね37.5℃以上）や呼吸器症状がないことを確認した上で、訪問時におけるマスク着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等により、感染機会を減らすための工夫を行うこと。

4 乳幼児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業について

上記3と同様の対応とすること。

資料 5-④ 「母子保健事業等の実施に係る自治体向け Q&A（令和 2 年 4 月 24 日時点）」
(抄)

<乳幼児健診関係>

問6 今般、緊急事態宣言の対象地域が全都道府県となったが、令和2年4月10日付け事務連絡「母子保健事業等の実施に係る新型コロナウイルスへの対応について」において示されている「新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項第2号で指定された都道府県内の市町村においては、原則として集団での実施を延期すること。」をいう文言を踏まえると、集団での実施を行うことは全く認められないのか。

(答)

- 「原則として」と記載しているとおおり、必ずしも集団での実施につき全て延期を求めるものではありません。地域ごとの感染の状況を踏まえた上でご判断ください。
- 集団健診を継続する場合には、
 - ・密閉空間、密集場所、密集場面という3つの「密」が同時に重なるような場所を生じさせないこと
 - ・マスク着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等の感染症対策を十分に講じること

等について留意の上、例えば時間ごとに人数を区切って実施することや、動線の工夫により人の接触を最小限にすること等によって、感染予防に十分ご留意ください。

<母子保健事業等における電話やオンラインの活用関係>

問7 妊産婦や乳幼児を対象とした面談による相談支援や訪問事業、両親学級や健康教室等について、電話やオンラインを活用して実施することは適当か。また、どのような形でのオンラインの活用が想定され、国庫補助は適用されるのか。

- 新型コロナウイルス感染症の流行が続く中で、妊産婦や乳幼児の保護者の間で不安が強まっていることから、各市町村において、感染拡大防止に留意しつつ、積極的に情報提供や相談対応等に取り組んでいただくことが重要です。
- 新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、地域の状況に応じ、対面での相談支援の代わりに、電話やオンラインを活用することも考えられます。
- オンラインを活用した母子保健事業の取組としては、
 - ・動画教材等のインターネット配信
 - ・ビデオ通話ソフトを利用した1対1の個別相談
 - ・ビデオ通話ソフトを利用した複数人の参加型健康教室など様々な形態が考えられ、事業の目的や性質に応じて活用することが考えられます。
- 電話やオンラインを活用した取組にかかる経費については、地方財政措置されている母子保健事業の一環として実施するものは国庫補助の対象にはなりませんが、国庫補助でおこなわれている事業については、国庫補助の対象となります。

<産婦健診事業関係>

問14 産婦健診事業について、電話やオンラインによって、産婦の心身の状態を把握することは認められるか。

(答)

- 産婦健康診査事業については、退院直後の母子に対して心身のケア等を行う観点から、対面での健診が原則です。しかし、今般の新型コロナウイルスの感染拡大を受け

て、感染防止等のため、時限的に、産婦の状態に応じ、かかりつけ医・助産師の判断によって、電話やオンラインで産婦の心身の状態を把握することは差しつかえありません。

- なお、産婦健診事業の結果を踏まえ、保健師による訪問指導等を実施される際には、令和2年4月10日付け事務連絡「母子保健事業等の実施に係る新型コロナウイルスへの対応について」の「3 保健師による訪問指導等について」にご留意の上、感染対策を徹底してください。

資料5-⑤ 「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除を踏まえた各種健診等における対応について」（令和2年5月26日付け医政歯発0526第1号、健健発0526第1号、健が発0526第1号、基安労発0526第1号、子家発0526第3号、子母発0526第3号、保保発0526第1号、保国発0526第2号、保高発0526第2号及び保連発0526第1号厚生労働省医政局歯科保健課長、健康局健康課長、がん・疾病対策課長、労働基準局安全衛生部労働衛生課長、子ども家庭局家庭福祉課長、母子保健課長、保険局保険課長、国民健康保険課長、高齢者医療課長及び医療介護連携政策課長連名通知）（抄）

第1 緊急事態宣言の解除を踏まえた各種健診等の実施について

3 母子保健法に基づく健康診査等の実施について

- (1) 母子保健法第12条第1項に定める健康診査であつて、集団で実施するものについては、以下のとおりとすること。
 - ア 各自治体において、地域における感染の状況や感染拡大防止策の対応状況等を踏まえて、実施方法や実施時期等を判断し、実施すること。
 - イ 仮に延期等の措置をとる場合には、必要に応じて、電話や訪問等による保健指導や状況把握を行うこと。また、延期等により、健康診査を受診できない幼児には、別に健康診査を受ける機会を設けること。
- (2) 母子保健法第12条第1項に定める健康診査以外の健康診査、保健指導等であつて、集団で実施するものについては、第1の3の(1)に準じた取扱いとすること。
- (3) 個別での健康診査、保健指導等を実施する場合には、各自治体において、地域における感染の状況や感染拡大防止策の対応状況等を踏まえて、実施方法や実施時期等を判断し、関係者や実施機関等と適宜相談の上で実施すること。
- (4) 母子保健法に基づく訪問指導、乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業等の実施にあたっては、第2を参照すること。

第2 各種健診等を実施する際の感染拡大防止等について

各種健診等を実施する場合には、以下の点に留意し、適切な感染拡大防止策等を講じた上で実施すること。

- 1 各種健診等を集団で行う会場等では、マスクの使用、会場入口へのアルコール消毒液の設置や手洗いなどによる手指衛生の徹底、体調不良受診者の事前の把握（受付時の発熱等症状の確認など）など適切に対応すること。
- 2 訪問指導等で家庭を訪問する場合について、当該事業の社会的必要性等を踏まえ、感染拡大防止のため、以下の点に留意すること。
 - (1) 訪問に際し、訪問する家庭の対象者や家族に発熱や咳、くしゃみなどの呼吸器症状がないか確認すること。
 - (2) 事業従事者は、訪問時における手洗い、マスクの着用、エプロンの着用、咳エチケットの徹底を行う等、感染機会を減らすための工夫を行うこと。
- 3 その他、対象者に対し各種健診等を個別に実施する場合についても、2に準じて、対象者の症状の有無の確認、感染機会を減らすための工夫を行うこと。
- 4 上記の感染防止策の他、関係団体が策定した「健康診断実施時における新型コロナウイルス感染症対策について」（別添2）等も参考に、適切な感染防止策を講じた上で行うこと。また、各種健診等を受診する者に対し、感染予防策について、政府が公表している資料等（別添3等）を用いて適切に周知すること。

資料5-⑥ 「子育て世代包括支援センター等相談支援を実施する事業に係る新型コロナウイルスへの対応について」（令和2年3月3日付け厚生労働省子ども家庭局子育て支援課、家庭福祉課及び母子保健課連名通知）（抄）

新型コロナウイルスへの対応については、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、別添の「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」（以下「基本方針」という。）が決定され、令和2年2月28日付け事務連絡「母子保健事業等の実施に係る新型コロナウイルスへの対応について」により妊産婦及び乳幼児に対する健康診査、保健指導等や、各訪問事業についての留意事項をご連絡したところです。

今般、上記のほか、子育て世代包括支援センターや女性健康支援センター、利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、母子家庭等就業・自立支援センター、児童家庭支援センター等における面談による相談支援を実施する事業についても、状況に応じて電話やメールによる対応を検討するなど、感染拡大防止についてご配慮をお願いします。

については、これらの事業を実施する自治体におかれては、ご留意いただくとともに、都道府県におかれては、貴管内市町村への周知をお願いします。

なお、新型コロナウイルスに関しては、引き続き、最新かつ正確な情報（※）を保健所等の関係機関と十分連携しつつ、収集するとともに、必要に応じ、妊婦や子ども等に対する情報提供や相談対応に努めるようお願いします。

資料 5-⑦ 「「子ども・子育て支援交付金の交付について」の一部改正について」（令和 2 年 6 月 19 日付け府子本第 670 号内閣総理大臣通知）（抄）

子ども・子育て支援交付金交付要綱

別紙

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
(略)				
(略)		4 利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業 新型コロナウイルスの感染拡大防止に配慮した相談支援体制強化事業 500,000円 ※ テレビ電話を活用した相談支援や、オンライン会議による関係機関との連携・調整等を行うための通信機能を備えたタブレット端末等の I C T 機器の導入等の環境整備、その他、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に配慮した相談支援体制の構築・強化に資する取組を行うための経費を補助	(略)	国 1/3 (都道府県) 1/3 (市町村) 1/3
(略)				